



定期監査結果に基づき講じた措置の公表

平成25年度に執行した監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第199条第12項の規定により、京都地方税機構広域連合長から通知があったので、次のとおり公表する。

平成26年 9月16日

京都地方税機構監査委員 谷 明憲

同

山本 圭



平成25年度定期監査結果に対する措置状況

指摘事項	措置の内容
<p>(1) 契約事務等について</p> <p>① 契約締結の際に、適正な公印を使用していない事例が認められた。(総務課、法人税務課)</p> <p>② 賃貸借契約書において、捨印を押印している事例が認められた。(総務課)</p> <p>③ 長期継続契約において、予算が削減された場合の解除条項が欠落している事例が認められた。(総務課)</p> <p>④ 見積書に採用決定日を記入していない事例が認められた。(法人税務課)</p> <p>⑤ 単価契約について、見積書に総額で採用決定していない事例が認められた。(業務課)</p> <p>⑥ 公印押印の際に、浄書校合や公印審査がないまま押印されている事例が認められた。(相楽地方事務所、乙訓地方事務所)</p>	<p>(1) 契約事務等について</p> <p>① 監査終了後、関係職員に適正な公印の使用を徹底するとともに、公印押印簿を定期的に点検するよう改善を図った。</p> <p>② 監査終了後、関係職員に不用な公印を押印しないよう徹底するとともに、公印押印簿を定期的に点検するよう改善を図った。</p> <p>③ 監査終了後、関係職員に適正な契約書を作成するよう徹底するとともに、起案時に必ず当該条項の有無を点検するよう改善を図った。</p> <p>④ 監査終了後、関係職員に適正な処理を徹底するとともに、採用決定時に必ず点検するよう改善を図った。</p> <p>⑤ 監査終了後、関係職員に適正な処理を徹底するとともに、採用決定時には必ず点検するよう改善を図った。</p> <p>⑥ 監査終了後、関係職員に適正な処理を徹底するとともに、公印審査の確認欄を作成するよう改善を図った。</p>
<p>(2) 徴収事務について</p> <p>① 差押え解除すべき出資金について、解除していない事例が認められた。(相楽地方事務所)</p> <p>② 窓口収納による収納書を保管していない事例が認められた。(相楽地方事務所)</p>	<p>(2) 徴収事務について</p> <p>① 監査終了後、関係職員に適正な処理を徹底するとともに、直ちに差押えを解除した。</p> <p>② 監査終了後、関係職員に適正な処理を徹底するとともに、収納した証拠となる収納書を適正に保管するよう改善を図った。</p>